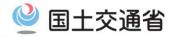
## 自動車の型式指定審査におけるメーカーの不正行為を防止するための タスクフォース 最終とりまとめ概要



平成28年4月以降三菱自動車工業及びスズキによる燃費・排出ガス試験における不正行為が相次いで発覚し、さらに、平成28年8月には三菱自動車工業の試験法の趣旨に反した不正な取扱いが発覚したところ。これらを踏まえ、自動車の型式指定審査におけるメーカーの不正行為の抑止と再発防止を図るため、4月28日から6回にわたって議論を行い、外部有識者の意見等を踏まえつつ、具体的な措置をとりまとめた。

## メーカーの不正行為を防止するための審査方法の見直し

- 型式指定審査の一環として、メーカーが提出するデータの測定時に、機構が抜き打ちでの立ち会い等によるチェックを行い、 問題がある場合には、機構が不正の有無について技術的検証を実施する。
- 不正行為が発覚したときは、当該申請の却下、法令上の不利益処分、罰則の適用等の厳しい制裁措置をとるとともに、不正を 行ったメーカーに対し、一定期間機構が立ち会う審査を増やす等、以後の型式指定審査を厳格化する。
- 国が行う型式指定に係る監査において、型式指定後も不正の有無や法令遵守に関する体制・制度が機能しているか等を確認する。
- 本最終とりまとめを受けて実施される対策の実施効果等を検証しつつ、更なる不正行為の抑止対策として、型式指定に関する 罰金額の見直しや課徴金制度の導入等について検討する。

1. メーカー提出データに関するチェック	一定の頻度で抜き打ちでの試験への立ち会い等によるチェックの実施
2. 不正の有無の検証	・機構における技術的検証の実施 ・疑義に関係する当該メーカーの他車種の審査の一時停止
3. 不正を行ったメーカーに対する制裁措置	<ul><li>・不正の公表 ・ 当該型式指定申請の却下</li><li>・ 当該メーカーの他車種の審査の一時停止</li></ul>
4. 不正を行ったメーカーに対する その後の審査の厳格化	<ul><li>・不正のあったデータに関係する試験について、原則、機構施設で全数試験を実施</li><li>・機構が立ち会う審査の増加</li><li>・標準処理期間にかかわらず厳格な審査を実施</li></ul>
5. 型式指定取得後の監査・調査	<ul><li>・生産ラインからの実車抜き取り確認</li><li>・メーカーの型式指定申請プロセス、社内規定等のチェック</li><li>・使用過程車に対する抜き取りでの路上試験による排出ガスの確認</li></ul>
6. 不正を行ったメーカーに対する 不利益処分、罰則の適用	・ 虚偽の申請に対する不利益処分(型式の指定の効力の停止) ・ 虚偽の申請に対する罰則

実施目途:法令改正が必要な措置(6.)は、平成28年9月16日公布、施行。その他の項目は、可能なものから速やかに実施済。

## その他メーカーの不正行為を防止するために必要な措置

- ・燃費・排出ガス試験法の国際調和の推進・・ばらつきを抑える趣旨がより明確な走行抵抗測定方法の導入前倒し
- ・燃費表示方法の改善・相互承認に関する国際的な協調・・不正行為の通報窓口の設置